

第1章 計画の基本的な考え方

趣 旨

第3次推進計画の評価や課題の整理、社会情勢の変化等を踏まえ、食の安全・安心推進条例に基づき、今後5年間の食の安全・安心の確保に関する施策の推進計画を策定する。

計画の位置付け

「食の安全・安心推進条例」に基づく推進計画

計画期間

令和9年度～令和13年度（5年間）

第2章 食の安全に関する現状と課題

1. 第3次推進計画の達成状況（10指標項目）

- 達成見込み（5項目）：有機農業の取組面積、食品衛生監視指導計画に基づく県の目標監視件数の達成率等
- 進捗が遅れている項目（5項目）：食品の適正表示実施率、食の安全・安心ポータルサイトアクセス数等

2. 食を取り巻く状況の変化

- 食料の安定確保（物価高騰と食糧供給の不安定化）
- SDGsの目標達成に向けた機運の高まり（持続可能な農業生産、食品ロス削減等への取組）
- 多様化する食品提供の形態
- 全国的な食中毒発生件数の増加
- SNSの普及による食に関する情報の氾濫

3. 食に関する制度の変化

- 食品表示関連制度の改正
- 食品衛生法改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化(R3.6)
- 機能性表示食品等にかかる健康被害の情報提供の義務化(R6.9)
- 食物アレルギー表示義務品目の追加（くるみ(R5.3)、カシューナッツ(R8.4)）

4. 食に関する県民意識(R7県政アンケート調査)

- 食品の安全性に関心が「大いにある」、「ある程度ある」人の割合 74.5%
- 事業者が行うべき取組（最大3つ選択）
 - ①食品表示の適正化 54.0%
 - ②商品や取組の積極的な情報提供 41.0%
 - ③食品のトレーサビリティの充実 40.5%
- 県が強化すべき取組
 - ①食品表示の監視・指導 38.0%
 - ②食品検査体制の充実 33.0%
 - ③食品事業者への指導・支援 30.0%

◆取り組むべき課題

- 将来にわたり持続可能な農業生産を実現するため、より一層環境と調和した農業生産活動を推進することが必要
- 食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理のより効果的な運用に向けた助言・指導が必要
- 事業者が食品表示関連制度の改正に対応できるよう、適正な食品表示に向けた普及啓発及び監視指導が必要
- 多様な媒体を活用した、幅広い世代にわかりやすく正確な情報発信の推進が必要

第3章 計画の基本施策と展開

基本施策

★重点施策

1 生産から消費の各段階における食の安全性の確保

- 生産段階における安全性の確保
 - ①安全・安心な農林畜水産物を生産するための監視・指導の充実
 - ②GAPや農場HACCP等の生産工程管理の普及・促進
 - ★③持続可能な農業生産に向けた取り組みの推進
有機農業や4バーミル・イニシアチブ、アニマルウェルフェアの取組推進等
 - ④各種認証制度等の運用
- 製造・加工・販売段階における安全性の確保
 - ①製造・加工・販売における監視・指導の強化
 - ★②HACCPに沿った衛生管理体制の促進
施設の監視・指導、講習会等の機会を活用したHACCPに沿った衛生管理の助言指導等
- 消費段階における安全性の確保
 - ①食の安全・安心に係る各種相談
- 健康被害の未然防止
 - ①県民からの危害情報などに基づく立入検査や措置勧告の実施
 - ②農林水産物の出荷制限の実施
 - ③自主回収についての指導・相談対応
- 適切な施策実施のための調査研究の推進
 - ①食品衛生確保のための調査研究
 - ②安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究

2 消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進

- 適正な食品表示の確保
 - ★①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施
食品表示合同調査、講習会等による適正表示に向けた監視・指導及び普及啓発
 - ②食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査の実施
 - ③原産地に関する情報提供の充実
- 食の安全に関する情報の収集と提供の推進
 - ①生産者や事業者の履歴情報の記録・保存の促進
 - ②トレーサビリティ制度の推進
 - ③食の安全に関する情報提供の推進

3 生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立

- 生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進
 - ①生産者・事業者と消費者との意見交換の促進
- 消費者理解の推進
 - ①食に関する学習機会の提供
 - ★②正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進
HP、SNS、広報紙面など多様な媒体を活用した正確でわかりやすい情報発信等

4 食の安全・安心確保のための体制の整備

- 食の安全を担う人材の育成
 - ①食の安全に係る専門的な知識を有する人材の育成
 - ②地域の活動主体となる人材の育成
- 国や関係者と連携した取組の推進
 - ①国、市町村、団体等との連携等
 - ②危機管理体制の整備等
 - ③食の安全・安心に対して県民の意見を反映できる体制整備

重点施策

- 持続可能な農業生産に向けた取り組みの推進
- HACCPに沿った衛生管理体制の促進
- 関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施
- 正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進

目標指標

	指標項目	実績値 (R7)	目標 (R13)
①	やまなしGAP.ADVANCEの認証者数	9経営体	経営体
2	有機農業の取り組み面積	291ha	ha
3	食品衛生監視指導計画に基づく県の目標監視件数の達成率	102%	100%
4	給食施設巡回指導の計画に基づき県が実施する巡回指導の実施率	99.3%	100%
5	食品表示合同調査による食品適正表示実施率100%の広域的店舗の割合	73.9%	95%以上
6	食品表示合同調査による食品適正表示実施率100%の地域店舗の割合	76.4%	95%以上
7	食品表示ウォッチャーからの報告件数	7,552件/年 (R3～R7平均)	7,700件/年
8	リスクコミュニケーションの機会（県主催の研修会等）への参加者数	342人/年 (R3～R7平均)	400人/年
9	食の安全・安心ポータルサイトアクセス数	17,926件/年	19,000件/年
⑩	デジタルツールを活用した食に関する情報発信回数	年128回	年180回以上
11	農業管理指導士・農業適正使用アドバイザーの有効認定者数	478人 (R5～R7平均)	人

○は新規数値目標

第4章 計画の推進

推進体制：県食の安全・安心審議会の開催
県食の安全食育推進会議（庁内各課）を開催
進行管理：県食の安全・安心審議会で報告
県HPで進捗状況を公表